

附属機関等の概要

(令和8年6月15日)

附属機関等の名称	浦安市障がい者福祉計画策定委員会
設置根拠	浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱
設置の趣旨、必要性等	障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画の策定について、専門的かつ関係機関の立場から検証し、意見等を求め、協議していく必要があるため
設置年月日	令和8年6月15日
所管事項	市町村障害者計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定に関すること
公開、非公開の別	原則公開
非公開とする理由	
非公開の根拠	
委員の人数・任期	29人・本計画の策定が終了する日まで
委員の報酬	委員長 9,500円/回、委員 9,000円/回 (行政職員、指定管理者、委託事業者を除く)
所管部署	福祉部 障がい事業課 福祉サービス係 電話 047-351-1111 内線 15306
備考	